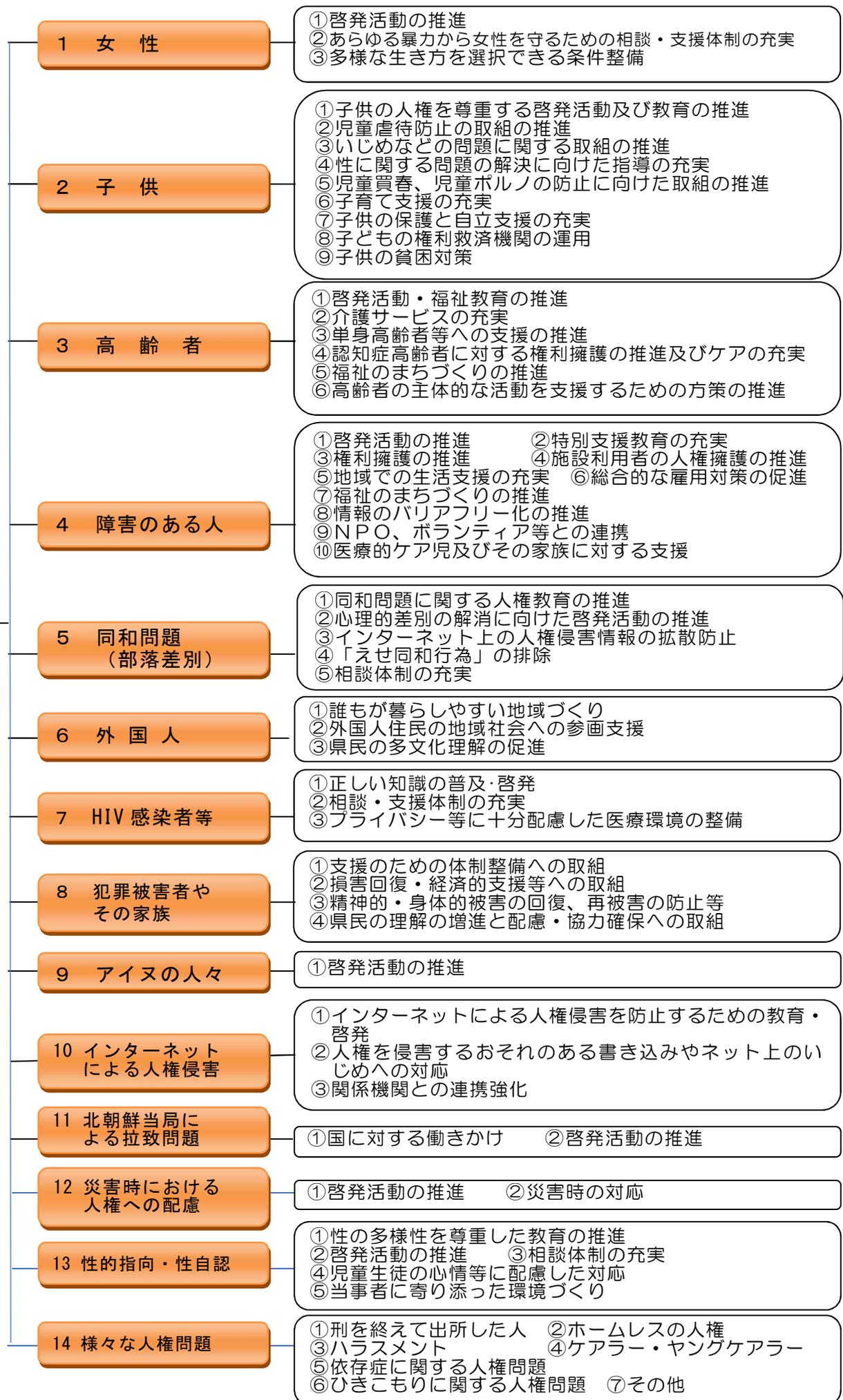


分野別人権施策の推進



用語解説（50音順）

用語	解説
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、2018（平成30）年に成立。
アウトティング	性のあり方（性的指向・性自認）を本人の同意なく第三者に暴露すること。善意か否かは問わず、プライバシーの侵害にあたる。
医療的ケア（児）	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）
エイズ（AIDS）	後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによつて抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でHIV感染とは異なる。
HIV感染者	ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。
LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
技能実習制度	我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度。

用語	解説
ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。
県国際交流協会	財団法人埼玉県国際交流協会は、「県民が主体となり活動する国際交流及び国際協力の拠点」としての役割を担って、1987（昭和62）年に設立された団体。
公正採用選考人権啓発推進員	すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業が同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解し本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を行う必要がある。本制度は、一定規模の事業所（常時使用する従業員の数が80人以上など）において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対して研修等を行うことにより公正な採用選考システムの確立等を図ることを目的としている。
子ども食堂	地域の人々が主体となり運営し、子供が一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。食事を提供するだけでなく、学習支援や体験の機会を提供しているところも増えている。 経済的に苦しい家庭の子供はもちろん、夜一人で食事をしている子供や、忙しくて食事を作るのでできない家庭、一人暮らしの高齢者等地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、顔の見える関係を作っている。 子供の居場所の一つ。
子どもの権利ノート	児童養護施設等で暮らしている子供に、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保証されていること」を伝えるためのノート。なお、困った時は、添付の封筒を使って県子ども安全課に相談することができる。
子どもの権利救済機関	2002（平成14）年「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」により、設置された機関。権利侵害で悩んでいる子供やその親から相談を受けて、公平・中立かつ専門的な立場から関係機関への調査や働きかけを行い、当事者間の相互理解に基づく合意形成による問題解決を図っている。
埼玉県えせ同和行為対策関係連絡会議	えせ同和行為問題について、法務省、埼玉県、さいたま市、警察本部、埼玉弁護士会などの関係機関が相互に連携を図り、情報や対策等について協議する連絡会議。
埼玉県虐待禁止条例	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2017（平成29）年7月11日に公布した条例。2018（平成30）年4月1日から施行。

用語	解説
埼玉県共生社会づくり条例	障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与するための条例。2016（平成28）年施行。
埼玉県人権政策推進会議	県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として、2001（平成13）年4月1日に設置したもの。
埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会	さいたま地方法務局、県、さいたま市、埼玉県人権擁護委員連合会、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会で構成された、人権啓発活動を行う組織。また、さいたま地方法務局及び法務局の支局の管轄地域ごとに、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が設置されている。
埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査	LGBTQ（性的マイノリティ）について、県民の性的指向、性自認、心身の健康状態、経済状態、いじめ等の体験、行政へのニーズなどを伺い、施策立案を行うための基礎資料とすることを目的として2020（令和2）年9月から10月にかけて実施。
埼玉県犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的として、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めた条例。2018（平成30年）施行。
埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針	犯罪被害者等基本法第5条及び埼玉県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、埼玉県における犯罪被害者等支援を総合的に推進するための指針。2019（平成31）年策定。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待のこと。
児童の権利に関する条約	1989（平成元）年11月に国連総会で採択された。子供の人権や自由を尊重し、子供に対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、1994（平成6）年4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子供に適用される。）

用語	解説
小規模多機能型居宅介護サービス	利用者（原則65歳以上）が、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊して、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。 登録された利用者（定員29人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ。
情報モラル教育	パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。
実態的差別	同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。
私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）	性的な画像等とその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生している実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律で、2014（平成26）年に制定。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律。1970（昭和45）年成立。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。2016（平成28）年施行。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000（平成12）年に制定された法律。
人権教育	「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

用語	解説
人権啓発	「県民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。
人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会	すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を図るための県民運動である「人権尊重社会をめざす県民運動」を推進するための組織。民間団体、マスコミ、経済団体、行政機関等で構成され、人権啓発活動を行うために県が設立した組織。
人権に関する県民意識調査	人権問題に関する県民の意識についての現状を把握し、人権が尊重される社会の実現をめざした施策を推進するための基礎資料とするために2020（令和2）年10月に実施（前は2010（平成22）年）。
人権擁護委員	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。
心理的差別	人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。
スクールカウンセラー	学校における児童生徒の心理に関する支援に従事するもの。
スクールソーシャルワーカー	学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事するもの。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	子供たちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、インターネット関係事業者には義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みんなが、子供たちを有害情報から守る取組を求める法律で、2008（平成20）年に制定。

用語	解説
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。
性自認	自己の性をどのように認識しているのかを示す概念。ジェンダー・アイデンティティ（性同一性）ともいう。多くの方は、性自認と生物学的な性別や法的な性別が一致している。しかし、生物学的な性別や法的な性別に違和感をもつ人は、そのために心理的・社会的困難に直面しやすく、身体の手術を通じて性別の適合を望んだり法的な性別を変更することもある。
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、傷害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
性別等	性別及び男女の別だけではない多様な性のあり方（性的指向や性自認を含む）をいう。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア

用語	解説
宅地建物取引人権ガイドライン	宅地建物取引業が担っている人々の住生活の向上に寄与するという重要な社会的使命を果たすためには、人権問題に対する正しい理解が欠かせないとの認識に立ち、県、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部が連携協力して策定したガイドラインのこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。
DV	Domestic Violenceの略で、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）ものから振るわれる暴力をさす。
同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。
二次的被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の高齢者が、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けながら、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ（認知症対応型共同生活介護）。
認定こども園	①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
ネットいじめ	携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだりする方法により、いじめを行うもの。

用語	解説
パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの。
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す。
部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016（平成28）年に制定された法律。
プレイパーク	地域住民や行政などが協働しながら、禁止事項を減らし、子供たち自身が想像力で工夫して、遊びを作り出す、子供たちがのびのび遊べる場所。 遊び場の環境づくりや場のコーディネートをするプレイリーダーが、遊びの種類に応じ注意を払ったり、子供の関心を引き出したり、声掛けをすることにより、お互いに信頼関係を結ぶことができ、よき相談相手にもなっていく。 子供の居場所の一つ。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に2016（平成28）年に制定された法律。
幼児期	満1歳から小学校就学の始期までの時期のこと。
要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。